

鳥甲山県自然環境保全地域
指定書及び保全計画書

昭和57年5月

長 野 県

鳥甲山県自然環境保全地域

1. 指定理由

この地域は、長野県の北東部下水内郡栄村秋山郷の西側に位置し、鳥甲山(2,088メートル)が主峰である。

鳥甲山一帯は、長野県下屈指のブナ林と尾根筋のクロベ、頂上部のオオシラビソ林およびミヤマナラ林などのすぐれた天然林で、落葉樹林から針葉樹林へと推移する極めて貴重な垂直分布帯をもつ地域である。

また、鳥甲山の東面は、中津川の地溝状断層に切られ300～400mもの岩壁が2～3km続いている。断崖は、白色と褐色があり、白色岩(石英安山岩質)は、白^{しろ}_{くら}^{あから}と^{あから}呼ばれ、褐色岩(石英輝石安山岩)は、赤^{あから}と^{あから}呼ばれ、対称的に分布している。

このようなすぐれた自然環境を維持するため、長野県自然保護条例第7条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する地域として、県自然環境保全地域に指定する。

2. 自然環境の概要

(1) 植 生

ア、亜高山帯針葉樹林域

鳥甲山の頂上周辺は、オオシラビソ、キタゴヨウ、トウヒなどの高木層とナナカマド、ミネカエデ、コシアブラなどの低木層及びマイヅルソウ、ミツバオオレンなどの草本類が多く見られる。

イ、落葉広葉樹林域

アカミノイヌツゲクロベ群集は、表土の薄い尾根筋にクロベ、キタゴヨウの針葉樹が生育し、表土が流出した岩角地などには、酸^酸立地の^性ツツジ科植物が多く見られる。

この地域は、北陸地方気候区が多雪地帯に属し、ミヤマナラ群集、ミヤマカンスゲーチシマザサ群集が、ブナ林の上部で風衝、積雪の強い影

響により高木樹林域であるにもかかわらず、低木状となり、地面を這うように生育している。

また、ウワバミソウーミヤマカワラハンノキ群集、ヤマブキシヨウマーヒメヤシャブシ群集も見られる。

チシマザサーブナ群団は、この地域で一番多く見られる植生で高地型のマルバマンサクブナ群集と、低海拔地で土壌も豊富で安定した立地に分布するヒメアオキブナ群集とが見られる。

ウ、崩壊裸地、岩隙植生

鳥甲山の東側斜面の断崖面と北側の崩壊地には、ツガザクラ、コキンレイカ、イブキジャコウソウなどの植生が見られる。

(2) 野生動物

厳しい自然環境に閉された鳥甲山一帯は、動物の豊富な生活域であり、主な中大型哺乳類としてニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、ホンドザル、ホンドオコジョなどが生息している。

(3) 地形・地質・自然現象

鳥甲山は、両輝石安山岩からなる古い火山であるが、著しく浸食されてきわめて険しい山容を示している。特に東側には、荒々しい岩壁を向け、威圧的な山容を呈している。

岩質は、八木貞助(1922)によると、両輝石安山岩で東側の白色岩は、石英安山岩質で、頂上近くにある褐色岩は、石英輝石安山岩であるといわれている。

3. 区 域

(1) 区域の概要

本地域は烏甲山の東面、北面一帯で水内国有林の森林地域である。

(2) 位置及び区域

長野県下水内郡栄村の一部

国有林千曲川下流地域施業計画区飯山事業区67林班の全部、並びに111林班い小班、イ小班ロ小班及びハ小班、並びに112林班へ小班及びニ小班並びに113林班に小班の一部、へ小班、ト小班、チ小班、リ小班、ヌ小班及びル小班、並びに114林班ぬ小班、る小班、わ小班の一部、ロ小班の一部、ハ小班、ニ小班及びホ小班、別添図面のとおり。

(3) 面 積

557.37 ヘクタール

(4) 土地所有関係

全部国有林

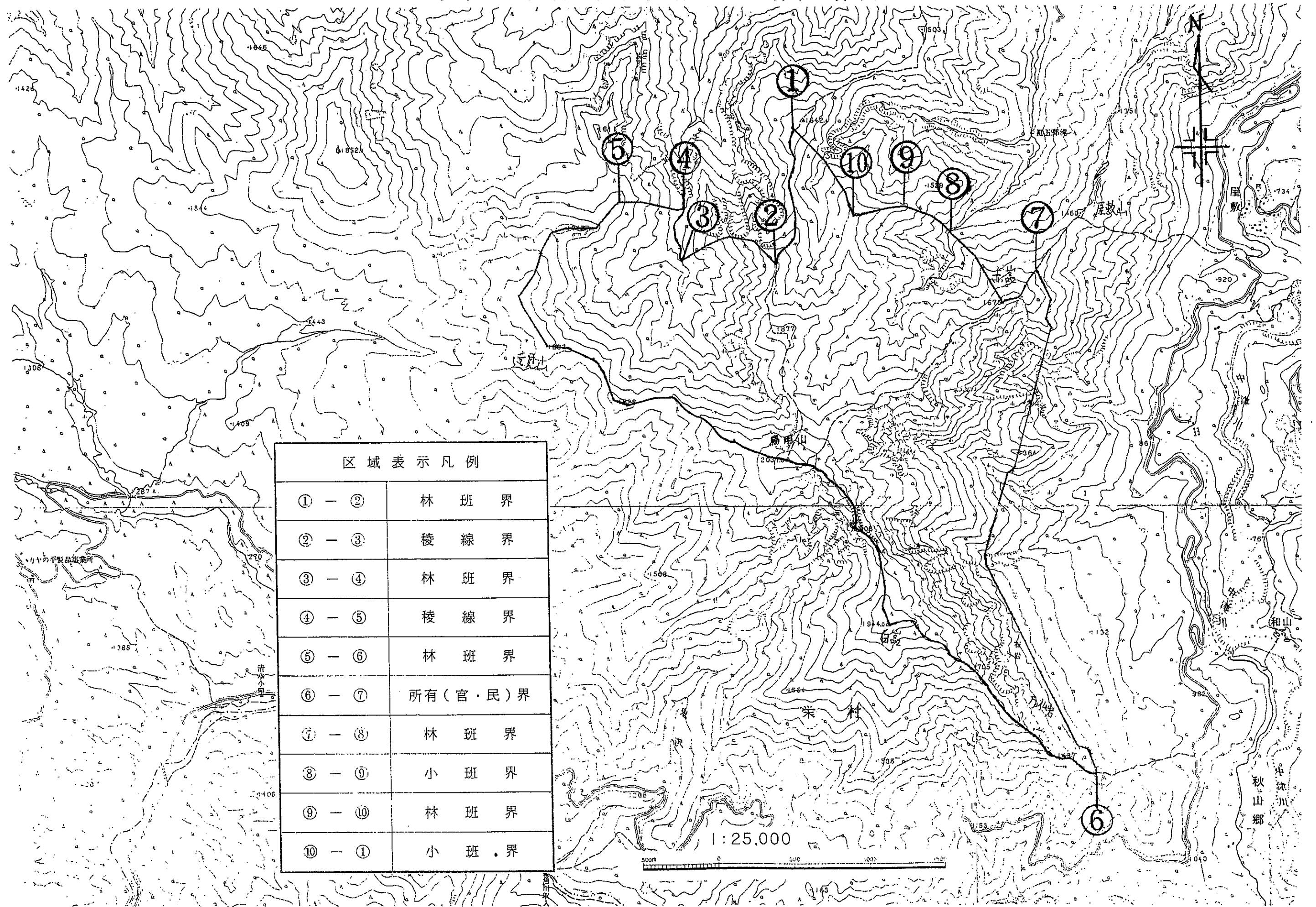
0 0

0 0

鳥甲山県自然環境保全地域位置図

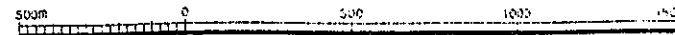


鳥甲山県自然環境保全地域区域図



区域表示凡例	
① - ②	林班界
② - ③	稜線界
③ - ④	林班界
④ - ⑤	稜線界
⑤ - ⑥	林班界
⑥ - ⑦	所有(官・民)界
⑦ - ⑧	林班界
⑧ - ⑨	小班界
⑨ - ⑩	林班界
⑩ - ①	小班界

1:25,000



鳥甲山県自然環境保全地域に関する保全計画

1. 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域の保全すべき自然環境は、鳥甲山一帯のすぐれた天然林と、同山東側斜面の岩壁で特異な地形地質である。

天然林はブナ林を主体として、その上部のオオシラビソ、尾根筋のクロベ、キタゴヨウなどで落葉広葉樹林から針葉樹林へと推移する、極めて貴重な垂直分布帯をもつ地域である。

一方地形は、中津川地溝状断層に切られた300～400mの岩壁が2～3km続き、岩質は、石英安山岩質により白色を呈する地区と、石英輝石安山岩により褐色を呈する地区が対称的に分布している。

(2) 権利制限関係等の概要

土砂流出防備保安林 208.82ヘクタール

天然記念物の指定、鉱業権の設定等なし。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

鳥甲山のすぐれた天然林と、東面の岩壁の特異な地形地質を保護するため、特別地区に指定し、長野県自然保護条例第10条第3項各号に掲げる行為について規制する。

(4) 保全施設に関する方針

管理上必要な巡視歩道及び標識の設置改良を計画する。

なお、管理上必要な植生復元施設、制礼及び病害虫除去施設等は必要に応じて設ける。

2. 地区の指定に関する事項

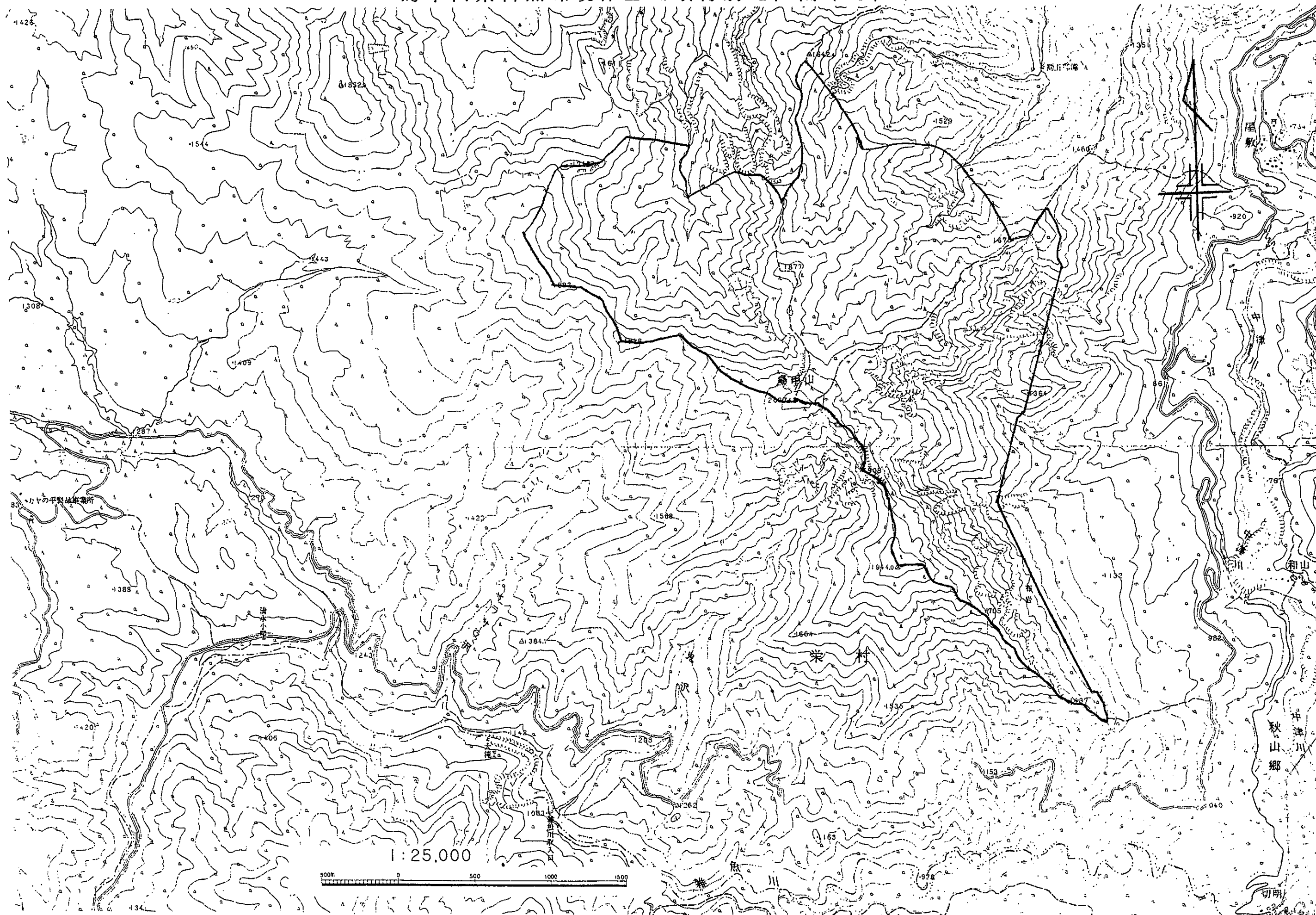
特別地区は次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
とりのみやま 鳥甲山	長野県下水内郡栄村の一部 国有林千曲川下流地域施業 計画区 飯山事業区 67林班、111林班い小班、 イ小班、ロ小班、ハ小班、 112林班へ小班、ニ小班、 113林班に小班の一部、 へ小班、ト小班、チ小班、 リ小班、ヌ小班、ル小班、 114林班ぬ小班、る小班、 わ小班の一部、ロ小班の一部、 ハ小班、ニ小班、ホ小班、 別添図面のとおり。	ha 557.37	ha 国有林 557.37	鳥甲山県自然環境 保全地域の全 域を特別地区と する。

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別									
土地所有別面積 (ha)	557.37	0	0	0	0	0	557.37	0	0
地区別面積 (ha)	557.37			0			557.37		
地区別比率 (%)	100			0			100		

鳥甲山県自然環境保全地域特別地区図(地区)



3. 保全のための規制に関する事項

- (1) 条例第10条第3項に規定する、許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及び限度	面 積	土地所有別面積
長野県下水内郡栄村の一部 国有林千曲川下流地域施業計画飯山事業区 鳥甲山特別地区の全域	原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合は、単木択伐（現在蓄積の10%以内）を行うことができる。なお、保安林の区域については、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相の改良をする必要がある場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合は、森林法施行規則第22条の4に規定する択伐率による択伐を行うことができる。	ha 557.37	ha 国有林 557.37

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

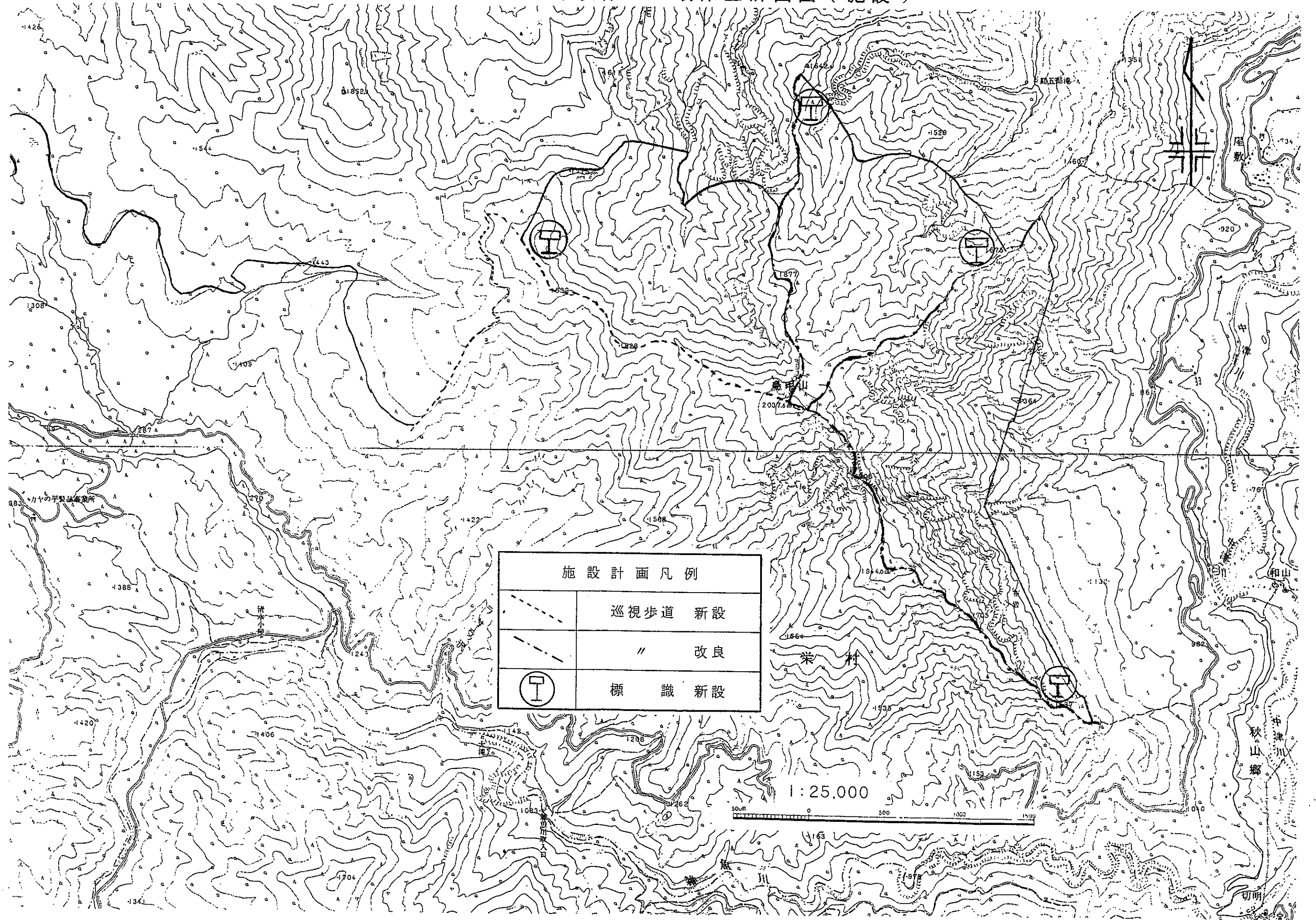
伐採方法・限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合 計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	557.37	0	0	0	0	0	0	0	0	557.37	0	0
方法・限度別面積 (ha)	557.37			0			0			557.37		
方法・限度別比率 (%)	100			0			0			100		

4. 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設の名称種類	位 置	規模・構造	工種	摘 要
和山～屋敷 巡視歩道	(起点) 長野県下水内郡栄村大字堺 字和山 (終点) 長野県下水内郡栄村 (国有林飯山事業区67林班 イ小班)	延長 5,000 m 巾員 1.0 m	改良	
鳥甲巡視歩道	(起点) 長野県下水内郡栄村 (国有林飯山事業区 112 林 班へ小班) (終点) 長野県下水内郡栄村 (国有林飯山事業区 114 林 班わ小班)	延長 4,600 m 巾員 1.0 m	改良 新設	
標 識	長野県下水内郡栄村大字堺		新設	制札・境界 杭を含む必 要箇所に設 置する。
別添図面のおり				

鳥甲山県自然環境保全地域保全計画図（施設）



施設計画凡例	
	巡視歩道 新設
	改良
	標識 新設

1:25,000
 50m 0 500 1000 1500